

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る継続的な 調査・分析について

令和元年9月4日  
原子力規制庁

### 1. 事故分析の経緯と現状

- (1) 原子力規制委員会設置法には、その所掌事務に「原子炉の運転等に起因する事故の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること」（第4条第1項第10号）が定められており、東京電力福島第一原子力発電所事故の継続的な調査・分析は、原子力規制委員会の重要な事務である。

原子力規制委員会は、国会事故調査報告書において未解明問題として規制機関に対し実証的な調査が求められている事項を対象に検討を行い、平成26年10月8日にその見解を中間報告書としてとりまとめた。また、同報告書において、原子力規制委員会は、以下の見解を示している。

- ①高線量であることなどの理由により現地調査に着手できない事項などもあり、引き続き継続した現地調査・評価・検討が必要である。
- ②福島第一原子力発電所の作業の進捗に併せ、新たに明らかになった事実などについても、今後、現地調査や東京電力への確認等を踏まえ、長期的に検討を継続する必要がある。

- (2) 福島第一原子力発電所については、事故後一連の報告書が出されたものの、当該発電所の内部が高放射線環境下にあることなどから、当時の報告書以上の分析・解明を行うことは困難な状況であった。しかし、事故後8年以上が経過した現時点では、今なお原子炉格納容器内部をはじめとして、高放射線下などのために人間が接近することが困難な部分は多いものの、現場の環境改善や廃炉作業の進捗により、原子炉建屋内部などへのアクセス性が向上し、事故の分析に必要な試料の採取や施設の状態確認が可能となってきた。また、廃炉等の作業を進める中で、東京電力から新たな知見や情報も公表されてきている。このため、追加的な調査を行い、事故分析を進展させることができる段階に至ってきたものと考えられる。

## 2. 事故分析の進め方

### (1) 対象範囲

原子炉建屋の一部などへのアクセス性が向上していることから、現場で検証可能な箇所や廃炉等の作業を進める中で新たに明らかになった事項等を基にした事故分析を中心に行うこととする。具体的には、原子炉格納容器から放射性物質等が放出又は漏えいした経路・箇所や原子炉冷却に係る機器の動作状況など事故のプロセス解明についての調査・分析を行う。原子力規制庁は、本年8月に現場調査を行い、これらの調査が概ね実施可能であることを確認した。なお、これらの対象範囲については、今後の調査・検討状況に応じ、適宜見直していくこととする。

### (2) 調査体制

原子力規制庁東京電力福島第一原子力発電所事故対策室において、現場調査、試料採取、各種分析など、必要な情報収集を行うとともに、それを基に分析・検討を進める。また、これらの調査等にあたっては、東京電力及び日本原子力研究開発機構安全研究センター（JAEA）の協力を得ることとする。具体的には、東京電力には調査に必要な施設の改変や機器の操作といった現場作業のほか、東京電力が保有する情報の提供を求めることとし、JAEAには試料の分析・評価などの技術的支援を求めることとする。

### (3) 事故分析に係る検討会の活用

福島第一原子力発電所の現状を踏まえた継続的な事故分析を進めるため、「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」において、検証可能な論点について検討を行う。

検討会の構成メンバーは、中間報告書のとりまとめ以降の知見の蓄積や現場情報を踏まえ、今後の事故分析に係る検討課題に応じて原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員、外部有識者、JAEA職員からその都度、専門性に合わせて選定することとする。なお、オブザーバーとして適宜、東京電力、資源エネルギー庁等からも出席を求める。

### (4) 事故分析と廃炉に関して連絡・調整する仕組みの構築

施設の状態や機器内の付着物などの事故分析に必要な情報は、廃炉作業のための施設の解体により失われる可能性があることなどから、原子力規制庁と廃炉を進める資源エネルギー庁、更にこれらの作業に関係する原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）、東京電力、JAEAその他関係機関との間で、事故分析の作業と廃炉作業について、以下の事項を公開で議論・調整する場（「1F調査連絡調整会議（仮称）」）を設

ける。

- ① 双方の作業計画等に係る情報共有
- ② 優先順位や作業スケジュールの調整
- ③ その他関係機関との連携など必要な事項の検討

### **3. 当面の検討スケジュール**

速やかに体制を整備したうえで、関係機関との調整を行い、現場調査を進める。調査で得られた結果について検討会において検討を行い、2020 年内を目途に中間的な報告書を取りまとめる。

(参考)

## 原子力規制庁による2号機原子炉建屋内調査について

令和元年8月下旬に原子力規制庁職員が2号機の原子炉建屋に入り、耐圧強化ベントラインのラプチャーディスクの調査を行った。(図及び写真参照) 該当箇所はベントを行うと配管内側に高い汚染が生じるが、今回の調査においてラプチャーディスクの周辺には高い汚染による放射線は確認されなかった。このことは、事故当時、ラプチャーディスクが作動せず耐圧強化ベントラインを通じたベントができなかったという、これまでの推定を支持する材料となり得る。

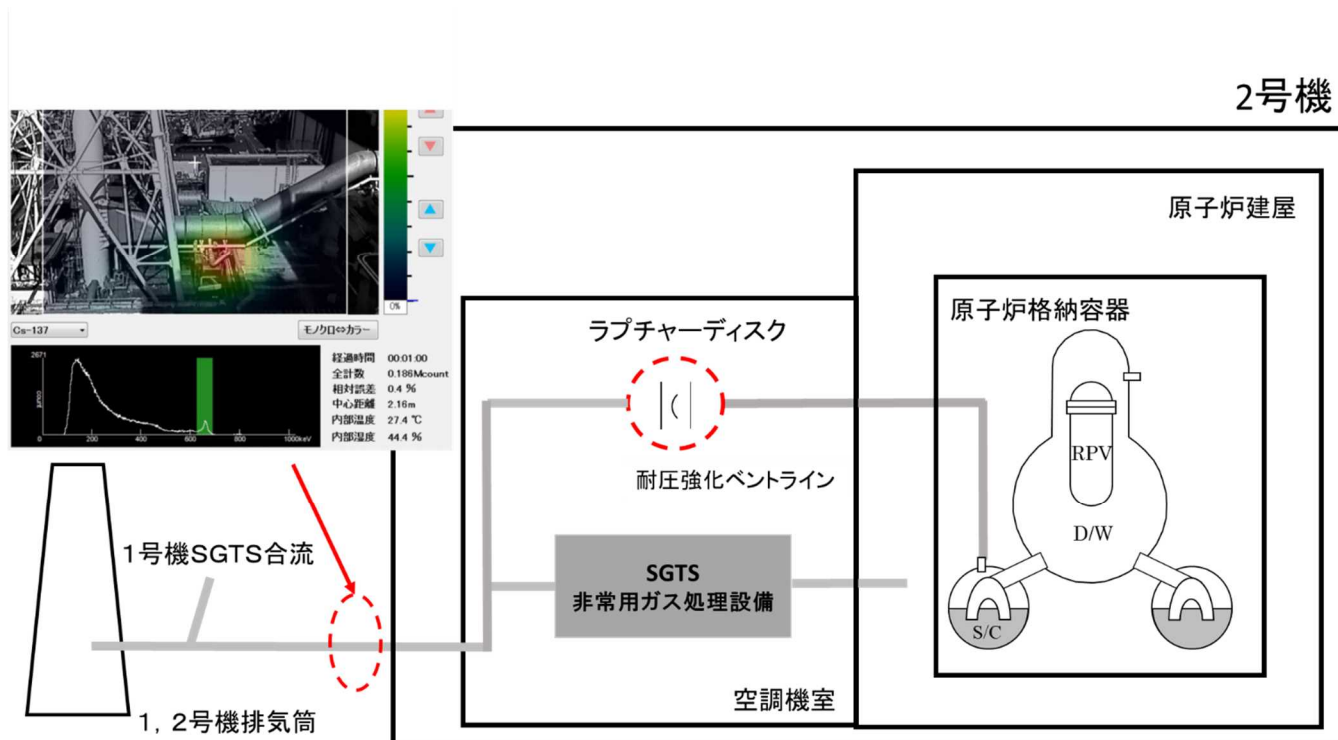
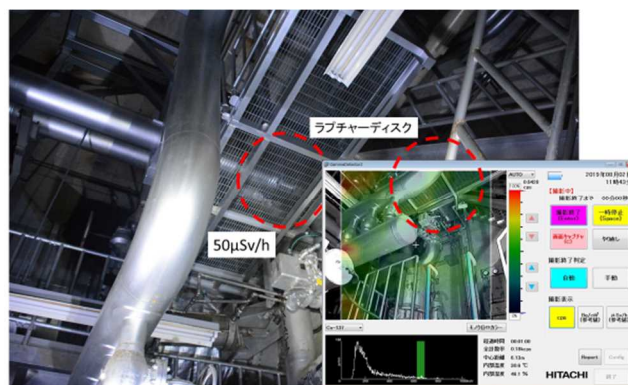


図 2号機 耐圧強化ベントラインとラプチャーディスクの位置



写真① ラプチャーディスク周囲の線量率



写真② ラプチャーディスク周囲のガンマカメラによる線量率比較